

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、当社の基本理念等に基づき、目指すべき姿として『真に社会から存在意義を認められ、分割・決済ニーズのあるお客さまに最高の金融サービス・商品を提供することにより、お客さまの豊かな生活と夢の実現に貢献』を掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。このためには、経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保し、かつ、迅速・果断な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

1. 当社は株主の権利を尊重し株主が適切に権利の行使ができる環境の整備と株主の平等性を確保するための適切な対応を行う
2. 当社は社会的責任の重要性を認識し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に向けた取組を行う
3. 当社は財務情報や非財務情報について法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む
4. 当社の取締役会は株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた役割・責務を適切に果たす
5. 当社は経営戦略および財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、IR活動の充実に図り、株主・投資家等からの信頼と評価を得ることを目指す

基本理念

わたしたちは信頼関係を大切に、お客さまの豊かな人生の実現を通じて社会に貢献する企業をめざします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

原則4 - 11【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、多様な知識、経験を持つ取締役13名(社外取締役3名を含む。いずれも男性。)で構成されております。現在取締役会は適切に運営されておりますが、更なる多様性確保による取締役会の一層の活性化のため、女性取締役の選任は重要な課題と認識しており、その実現に努めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1 - 4【政策保有株式】

当社は、上場株式の政策保有に関する方針および議決権行使の基準を以下のとおり定めております。

- ・取引先との安定的な取引関係の維持・拡大等の保有意義や営業取引面での採算性等の合理性を資本コストを踏まえて総合的に検討し、当社の企業価値向上に資すると判断できない場合には、売却を検討する。
  - ・毎年度1回、政策保有株式について当初の保有目的を果たしているか等の観点を踏まえた検証を取締役にて行う。
  - ・政策保有株式の議決権を行使する際には、議案の内容が当社の保有方針に適合しているか等の観点を踏まえ、総合的に判断する。
- 上記方針に基づき、2018年度に一部保有株式を売却しました。

原則1 - 7【関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引についての手続を以下のとおり定めております。

- ・当社が当社の役員との間で法令に定める競業取引及び利益相反取引を行う際は、取締役会において審議・決議を行うとともに、当該取引を行った役員は、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役に報告する。
- ・毎年度1回、役員や主要株主との取引の有無に関する調査を行い、重要な事実を取締役に報告するとともに、法令等の定めに従い適切に開示する。

原則2 - 6【企業のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金基金の人事面に、十分な専門性・経験を有する人材を計画的に配属すると共に、十分な引継ぎ期間を設け、企業年金連合会が主催する新任常務理事・新任運営責任者研修に加え、運用受託機関が実施する各種セミナーなどに積極的に参加させるなど育成に努めております。

運用面においては、「年金資産の運用に関する基本方針」に基づき、将来にわたって健全な年金制度運用を維持し、必要な運用目標を達成するため、政策的資産構成割合を定めて年金資産運用を行っております。運用受託機関に対しては、定期的に定量的、定性的なモニタリングを行い、適正に運用されているかを評価しております。

また、年金資産運用に関する事項を検討する資産運用委員会は財務、経理部門等からの適切な資質を持った人材で構成されております。企業年金の受益者と会社との間に生じる利益相反に関しては、受益者代表が半数を占める代議員会、理事会において適切に管理されております。

原則3 - 1【情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)については、本報告書の1.1「基本的な考え方」及び以下のURLに開示しております。

<https://www.orico.co.jp/company/csr/principle/>

当社の中期経営計画については、以下のURLに開示しております。

<https://www.orico.co.jp/company/ir/managementplan/>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の1.1「基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、本報告書の2.1.[取締役報酬関係]「報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載のとおりです。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役会は、社外取締役も含め、多様な知識や経験をもつ取締役で構成し、かつ、こうした多様性と適正規模の両立を図ることを基本的な方針としております。

取締役候補者の指名にあたっては、社内取締役については、当社の業務に関する高度な専門知識を有し、かつ経営判断能力及び経営執行能力に優れていることを要件とし、社外取締役については、豊富な企業経営経験を有する、またはリテール金融、経済、経営、法律、会計等の専門知識を有する、またはその他企業経営を取り巻く事象に深い知見を有すること等を要件としております。

これらの方針並びに要件を踏まえ、社長が取締役会に提案し、取締役会の審議により候補者を決定しております。

監査役候補者の指名にあたっては、取締役の業務執行の準拠性、適法性、会計監査の相当性を判断する上で必要とされる知識、経験、見識等を備えた人材であることを要件とし、監査役会の同意を得た上で社長が取締役会に提案し、取締役会の審議により候補者を決定しております。

経営陣幹部の選任にあたっては、当社の事業展開や業況に応じて適切に業務を執行し得る人材であることを前提に社長が取締役会に提案し、取締役会の審議により決定しております。解任については、不正、法令・定款等への違反、その他当社企業価値を毀損する事態や任務遂行が困難な事情が生じた場合、取締役会の判断により決定することとしております。

なお、取締役候補者及び監査役候補者の決定並びに経営陣幹部の選解任にあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて決定しております。

(5)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

「定時株主総会招集ご通知」の参考書類において、社内・社外を問わず全ての取締役・監査役候補者について個別の選任理由を記載しております。

また、本報告書及び有価証券報告書においては、現任の社外取締役及び社外監査役全員の選任理由を開示しております。

当社Webサイトにおいて、経営陣幹部の選任理由を開示しております。解任が発生した場合は、その理由を当社Webサイトにて開示いたします。

なお、「定時株主総会招集ご通知」、有価証券報告書及び経営陣幹部選任理由は以下のURLに開示しております。

定時株主総会招集ご通知 <https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>

有価証券報告書 <https://www.orico.co.jp/company/ir/library/securitiesreport/>

経営陣幹部選任理由 <https://www.orico.co.jp/company/corporate/about/officer/01.html>

補充原則4 - 1 - 1(取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社の取締役会は、法令、定款で定められた取締役会専決事項及び経営戦略や経営計画等の重要な業務執行の決定を行っております。

また、それ以外の業務執行上および業務運営上の意思決定は、重要度に応じて、経営会議、社長、業務運営組織の長が行っております。

原則4 - 8【独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、取締役会の監督機能の高度化をはじめとした役割・責務を果たすまでの環境整備の一環として、独立社外取締役を2名選任しております。

原則4 - 9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役の独立性判断基準につきましては、本報告書2.1.[独立役員関係]「その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

補充原則4 - 11 - 1(取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

取締役の選任に関する方針・手続(原則3-1(4))にて記載のとおりです。

補充原則4 - 11 - 2(取締役・監査役の兼任状況)

取締役・監査役の兼任状況につきましては、定時株主総会招集ご通知に添付している事業報告及び有価証券報告書にて毎期開示しております。なお、事業報告及び有価証券報告書(各提出日現在)は以下のURLに開示しております。

定時株主総会招集ご通知 <https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>

有価証券報告書 <https://www.orico.co.jp/company/ir/library/securitiesreport/>

補充原則4 - 11 - 3(取締役会評価)

当社は、毎年度1回、取締役会の実効性に関する自己評価を行い、その結果を踏まえた問題点の改善や強みの強化等の適切な措置を講じることで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、取締役会の役割・責務を適切に果たしてまいりたいと考えております。

2017年度の実効性に関する自己評価については、「実際の審議内容」、「社外取締役の知見の活用」、「取締役会に提供される情報の質・量」、「取締役の知見の充実」及び「取締役会の効果的な運営」等の観点に基づき、全取締役・監査役によるアンケートを行いました。その結果、当社の取締役会の実効性は概ね適切に確保されていることを確認いたしました。今後も当社は、取締役会の更なる活性化に向けた取組を検討・実施し、実効性の一層の向上に注力してまいります。

補充原則4 - 14 - 2(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社の取締役・監査役がより適切にその役割・責務を果たせることを目的に、社外出身者、社内出身者それぞれに応じた必要な情報・研修等の機会提供に関する方針を以下のとおり定めております。

・社外取締役・社外監査役の就任にあたっては、当社の事業・財務・組織等について、また、コーポレート・ガバナンスに関する事項、役員関連規程等の必要な情報についての説明を行う。また、就任後も必要に応じて説明の機会を設ける。

・社内出身者が取締役・監査役に就任するにあたっては、取締役・監査役の役割・責務等に関して有識者による研修・セミナー等を受講することとする。また、就任後も必要に応じて研修等を受講する機会を設ける。

原則5 - 1【株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、IR活動の充実を図り、株主・投資家等からの信頼と評価

を得ることを目指します。また、当社は、IR活動を通じて収集した有用な意見・要望を会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に役立てまいります。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほ銀行	836,403,198	48.67
伊藤忠商事株式会社	284,049,924	16.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	157,403,600	9.15
小手川 隆	28,991,000	1.68
東京センチュリー株式会社	15,362,500	0.89
日本土地建物株式会社	11,500,000	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 5)	9,363,000	0.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 9)	9,129,300	0.53
JP MORGAN CHASE BANK 385151	8,733,348	0.50
富士通株式会社	7,782,280	0.45

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

### 補足説明 更新

【大株主の状況】は2018年9月30日現在になります。

2017年11月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、銀行等保有株式取得機構が2017年11月1日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、「大株主の状況」欄は当社の株主名簿に基づいて記載しております。その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 銀行等保有株式取得機構  
住所 東京都中央区新川2丁目28番1号  
保有株券等の数 普通株式 154,913千株  
株券等保有割合 8.66%

2017年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行の共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2017年6月27日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、「大株主の状況」欄は当社の株主名簿に基づいて記載しております。その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

共同保有者 アセットマネジメントOne株式会社  
住所 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号  
保有株券等の数 普通株式 13,291千株  
株券等保有割合 0.74%

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

株式会社みずほフィナンシャルグループは、株式会社みずほ銀行他が、2018年9月30日現在、当社の48.99%の普通株式に加え優先株式を保有しており、当社は同グループの持分法適用関連会社として位置づけられております。

併せて、伊藤忠商事株式会社は、2018年9月30日現在、当社の16.53%の普通株式を保有しており、当社は同社の持分法適用関連会社として位置づけられております。

上記2社からの独立性の確保に関する考え方及びそのための施策につきましては、当社は経営上の重要事項の判断等において取締役会、経営会議等により十分に審議のうえ決定していることから、それぞれの会社から一定の独立性が確保されているものと考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大庫 直樹	他の会社の出身者													
犬塚 静衛	他の会社の出身者													
新宮 達史	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

<p>大庫 直樹</p>	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]          ・ルートエフ株式会社 代表取締役          ・ルートエフ・データム株式会社 代表取締役</p> <p>当社と兼職先との間に特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]          ・株式会社T&amp;Dホールディングス社外取締役</p> <p>当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	<p>マッキンゼー・アンド・カンパニーにパートナーとしての6年間を含め20年間勤務され、その後外資系金融会社の執行役員を経てルートエフ株式会社を設立し、現在は同社の代表取締役を務められています。</p> <p>コンサルタントとしての長年の経験に基づく優れた経営判断能力と金融及びマーケティング分野に関する豊富な知見を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏は、以下( )のとおり当社と特別な利害関係が無く、極めて高い独立性を確保しており、独立役員の趣旨に合致していると判断しております。</p> <p>独立役員の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等には該当しません。</li> <li>2.当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者には該当しません。</li> <li>3.当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家には該当しません。</li> <li>4.当社の主要株主(主要株主が法人である場合は、その法人の業務執行者等)には該当しません。</li> <li>5.上記1から4に掲げる者の近親者又は当社又はその子会社の業務執行者等の近親者には該当しません。</li> </ol>
<p>犬塚 静衛</p>	<p>重要な兼職先はありません。</p>	<p>澁澤倉庫株式会社において人事をはじめ管理部門を歴任した後、代表取締役社長、代表取締役会長を合計9年間務められました。</p> <p>伝統ある上場企業の経営トップとしての長年に亘る経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏は、以下( )のとおり当社と特別な利害関係が無く、極めて高い独立性を確保しており、独立役員の趣旨に合致していると判断しております。</p> <p>独立役員の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等には該当しません。</li> <li>2.当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者には該当しません。</li> <li>3.当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家には該当しません。</li> <li>4.当社の主要株主(主要株主が法人である場合は、その法人の業務執行者等)には該当しません。</li> <li>5.上記1から4に掲げる者の近親者又は当社又はその子会社の業務執行者等の近親者には該当しません。</li> </ol>



櫻井 祐記	他の会社の出身者																			
松井 巖	弁護士																			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高田 幸治		当社の大株主である伊藤忠商事株式会社の出身であります。同社を2011年6月に退職後、兼職先はありません。	当社の大株主であるとともに事業戦略上の重要なパートナーである伊藤忠商事株式会社において、リーガル及びコンプライアンスセクションの責任者を歴任されました。多様な知見と豊富な経験を有していることから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を客観的な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外監査役として選任しております。
櫻井 祐記		[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] 富国生命保険相互会社 取締役常務執行役員 富国生命保険相互会社は、当社の株主であり、信用保証の提携金融機関という関係にあります。	当社株主及び提携金融機関である富国生命保険相互会社において、財務企画部門の取締役及び業務執行責任者を務め、更にグループ会社社長として企業経営に携わってこられました。多様な知見と豊富な企業経営経験を有していることから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を広範な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外監査役として選任しております。



<p>松井 巖</p>	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]        ・八重洲総合法律事務所 所属弁護士        当社と兼職先の間には特別な関係はありません。        [他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]        ・長瀬産業株式会社 社外監査役        ・東鉄工業株式会社 社外監査役        ・グロープライド株式会社 社外取締役監査等委員        当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p>	<p>検察官として高等検察庁検事長など検察の枢要部門を歴任され、検事退官後は弁護士として活躍されております。        過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、法曹界における豊富な経験と高い見識を有していることから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を独立・公正な立場から判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、同氏は、以下( )のとおり当社と特別の利害関係が無く、極めて高い独立性を確保しており、独立役員の趣旨に最も合致していると判断しております。</p> <p>独立役員の状況</p> <p>1.当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等には該当しません。        2.当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者には該当しません。        3.当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家には該当しません。        4.当社の主要株主(主要株主が法人である場合は、その法人の業務執行者等)には該当しません。        5.上記1から4に掲げる者の近親者又は当社又はその子会社の業務執行者等の近親者には該当しません。</p>
-------------	---	---

## 【独立役員関係】

<p>独立役員の人数</p>	<p>3名</p>
----------------	-----------

### その他独立役員に関する事項

#### 当社における社外取締役の独立性に関する判断基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断する際には、現在及び最近(社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう)において、次のいずれにも該当しないことを要件としております。

1. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人(以下、「業務執行者」という)及び親会社の業務執行者でない取締役
2. 当社又は当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の取引先のうち、直近事業年度における年間取引額が当社の連結売上高( )又は当該取引先の連結売上高の2%を超える企業等の業務執行者 ( )連結売上高：当社の場合、連結営業収益
3. 当社グループが借入れを行っている金融機関のうち、その借入金残高が直近の事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
4. 直近の当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主(当該株主が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者又は業務を執行する社員若しくは理事その他これらに準じる者をいう)
5. 当社グループから役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
6. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている者(その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者をいう)
7. その他、当社の一般株主との間で、上記各号にて考慮されている事由以外の理由で恒常的に実質的な利益相反の生じるおそれがあると当社が判断した者
8. 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる者(使用人のうち、重要ではない者を除く)の近親者(二親等以内の親族)
  - (1) 1. から7. までに掲げる者
  - (2) 当社グループの業務執行者及び業務執行者でない取締役

## 【インセンティブ関係】

## 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役を除く取締役及び経営陣幹部の報酬は、役位別定額の固定報酬と、会社等の業績に応じて支給額が変動する業績連動報酬で構成し、さらに業績連動報酬は、短期業績のみならず中長期的な業績向上と企業価値増大に向けての健全なインセンティブとして機能するよう、現金報酬と株式報酬で構成しております。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

報酬の総額については、有価証券報告書及び事業報告にて開示するとともに、社外役員への支給総額についても開示しております。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬と、会社等の業績に応じて支給額が変動する業績連動報酬で構成し、さらに業績連動報酬は、短期業績のみならず中長期的な業績向上と企業価値増大に向けての健全なインセンティブとして機能するよう、現金報酬と株式報酬で構成しております。なお、個人別の報酬額は株主総会で承認された報酬総額の範囲内で取締役会の決議を経て決定しております。

また、社外取締役におきましてはその職責を考慮し、業績連動報酬の支給対象とはせず、固定報酬のみとしております。

経営陣幹部の報酬につきましては、取締役(社外取締役を除く)に準じた方針及び体系としており、個人別の報酬は取締役社長及び取締役会長の協議により決定しております。

なお、当社の取締役並びに経営陣幹部の報酬制度の決定にあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役への情報伝達については、秘書室及び経営企画部にて重要事項について適宜伝達することとしております。また、監査役の直属の組織として監査役室を設置し、所属する使用人は専属で社外監査役を含めた監査役の職務を補助するものとしております。非常勤社外監査役への情報伝達については、常勤監査役のほか、監査役室の使用人が重要事項等について適宜伝達する体制としております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

#### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
西田 宜正	特別顧問	・経営その他の事項に関する相談 への助言 ・対外活動	・非常勤 ・報酬あり	2016/06/28	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

### その他の事項 更新

・当社は、当社の取締役会長または取締役社長経験者に対し、その退任後に特別顧問を委嘱することがあります。特別顧問の委嘱・解嘱は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会にて決定しております。なお、相談役につきましては、2016年

6月28日開催の第56期定時株主総会の決議により定款を変更し、制度を廃止しております。

・特別顧問は、当社の経営・事業や関連業界に関する知見を活かし、経営その他の事項に関する相談への助言および対外活動を行います。なお、当社におけるいかなる組織にも所属せず、また経営上の意思決定に関与する権限を有していません。

・特別顧問の報酬はその職務に見合った額を支給しております。

・特別顧問の任期は1年です。なお、取締役会の決定により再委嘱することがありますが、4年を超えて、また満70歳を超えての再委嘱は行いません。

・特別顧問を含む顧問制度に関し、顧問規程を定めております。顧問規程の改廃は、指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会にて決定しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・現状の体制の概要

当社は、株主総会の下に法定機関である取締役会、監査役会を置くほか、経営会議を設けております。また、激変する経済情勢や多様化するお客さまニーズ・加盟店ニーズに即応し、業務執行の迅速化・効率化を実現するため、執行役員制度を導入しております。

取締役会は、取締役13名で構成されており、うち3名が社外取締役であります。原則として毎月開催され、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。

監査役会は、監査役5名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。原則月1回の開催により、監査の方針・計画・方法及びその他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。各監査役は、これらの決定に基づき、取締役会を始めとする重要な会議への出席や、業務執行及び財産管理の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。

経営会議は、会長、社長、副社長及びその他関連する重要な組織の長等で構成されており、原則週1回の開催により、取締役会付議事項の事前審議及び取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議・決定を行っております。

また、執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割と責任を明確化するとともに、職務の分掌及び権限に関する規程を定め、効率的な業務執行と手続の遵守を図ります。

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に、EY新日本有限責任監査法人を起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間に、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。2018年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：亀井純子、加藤信彦

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名

その他 25名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

・社外取締役に関する事項

社外取締役は、業務を行わない客観的立場から経営に対する助言及び監督並びに経営判断に多様な外部的視点を導入することを役割としております。

・監査役の機能強化に係る取組状況

監査役の直属の組織として監査役室を設置し、2名の専任者を配し監査役の職務を補助しております。各監査役の有する経営や法務等の豊富な見識に加え、会計監査人及び財務、会計の専門部署と密接な情報交換を行う等により、監査体制の強化に取り組んでおります。

監査役は取締役会や経営会議等における審議事案について必要に応じて、所管部署に対し事前に説明を求めることができ、内部統制部門からは定期的に業務報告を受ける等により、内部統制の状況を確認しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を3名(うち、独立社外取締役2名)選任した上で、監査役会や内部監査部門、内部統制部門等との連携を図っていく形のガバナンス体制を採用しております。この体制は、監査役の機能に加えて、経営に対する監督機能の強化を可能とするものと考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前に招集ご通知を発送するように努めております。なお、発送前にTDnet及び当社ホームページにて開示を実施しております。(定時株主総会開催日の約3週間前)
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集ご通知(狭義及び株主総会参考書類)について英語版を作成し、当社ホームページに掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表(半期毎)終了後に、代表取締役社長が説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、アニュアルレポート等掲載しております。また、決算発表終了後に行われるアナリスト向け説明会の模様(動画)を当社のウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:経営企画部財務企画室	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「理念」等を定め、この中で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では「ISO26000」に提起される社会的責任の中核主題に基づき、重要テーマ取組項目を設定し、事業を通じた社会への取り組みや事業を支える基盤等の取り組みを進めております。なお、取組内容の詳細については、当社ホームページやCSRレポート等で開示しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、基本理念及び経営方針を定め、これらに基づいて、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社の子会社等の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）の整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、「基本理念」、「経営方針」のもと、当社及び当社の子会社等の全役員及び全従業員を対象として「行動指針」及びコンプライアンスに関する行動規程である「The Orico Group Code」を制定し、その徹底を図ります。
- (2) 取締役会を定期的に開催するなどにより、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための体制を確保します。
- (3) コンプライアンスに関する事項の審議等を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、当社及び当社の子会社等におけるコンプライアンスの推進を図ります。また、適正な業務運営を確保するための内部管理態勢を整備することにより、法令及び社内規程等を遵守します。
- (4) 内部通報制度を設け、当社及び当社の子会社等の違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築します。
- (5) 個人情報管理につきましては、個人情報保護法並びに経済産業省ガイドライン、金融庁ガイドライン等との適合性を確保するため、社内規程を整備のうえ、個人情報統括責任者を定め、また専門部署を設置して、その適正な管理を行います。
- (6) 財務報告の信頼性確保のため、内部統制室を責任部署として内部統制システムの整備を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し必要は是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。
- (7) 当社及び当社の子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関係遮断に向けた基本方針及び規程等を定め、一元的な管理態勢を設けます。また、「The Orico Group Code」において、役職員の意識の醸成と徹底を図ること、経営トップ以下の組織全体で対応することを定めるなど、反社会的勢力との一切の関係遮断に向けた態勢を構築します。
- (8) 業務監査部を設置し、当社及び当社の子会社等に対する内部監査を独立の立場で実施します。また、「業務監査委員会」を設置し、業務執行に関する知見や専門的・客観的意見を取り入れることにより、内部監査の充実を図ります。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会について、その議事録を法令及び社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- (2) 代表取締役その他関連する重要な組織の長等で構成する経営会議について、その議事録を社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- (3) その他、稟議書、契約書等の文書等について、社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- (4) 情報セキュリティに関する専門部署を設置し、情報セキュリティ管理体制を構築します。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「総合リスク管理委員会」を設置し、当社業務に関する各種リスクを総合的に把握・管理することを目的として、審議・調整を行います。また、多様化するリスクを管理する統括部署を設置し、リスク管理体制の強化を図ります。
- (2) 各種リスクの重要度に応じ、委員会等を設置するとともに、必要に応じて専門部署による適切なりスク管理体制を構築します。
- (3) 大規模地震等による緊急事態発生時の対応並びに事業継続管理に関して、「事業継続管理規程」を制定し、影響の極小化及び業務の迅速かつ効率的な復旧を行う体制を構築します。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を定期的に開催し、「取締役会規則」において決議事項及び運営方法を定め、その適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を行います。
- (2) 経営会議を原則週1回開催し、取締役会付議事項の事前審議及び重要事項の審議・決定を行います。
- (3) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割と責任を明確化します。
- (4) 職務の分掌及び権限に関する規程を定め、効率的な業務執行と手続の遵守を図ります。

#### 5. 当社及びその子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社等の経営管理全般を所管する専門部署を設置し、また、業務上密接な関係を持つ業務所管部をそれぞれ定め、両部署が連携することにより効率的かつ実効性のある子会社等の管理を行います。
- (2) 子会社等の経営管理に関する規程等において、事業計画管理、リスク管理、コンプライアンス等の実施基準等を定め、このうち経営上の重要事項については、承認をすること又は報告を受けることとし、必要な管理・指導を行うことにより企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の直属の組織として監査役室を設置し、所属する使用人は専属で監査役の職務を補助するものとします。
- (2) 当該使用人の人事異動につきましては、あらかじめ常勤監査役の同意を得るものとします。
- (3) 当該使用人は監査役以外の者より指揮命令を受けることがないものとします。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 会社の現況及び重要事項の決定について、的確に伝達するために、監査役は経営会議、総合リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるものとします。
- (2) 監査役は、当社又は当社の子会社等の会計監査人、監査役、取締役、その他使用人より適宜報告を受けることができるものとします。また、子会社等の経営管理全般を所管する専門部署等より適宜子会社等に関する事項の報告を受けることができるものとします。なお、上記報告者は当該報告の実施を理由として不利な取扱いを受けることがないものとします。
- (3) 監査役は、会長及び社長と定期的に会社の現況や課題等について情報交換を行い、経営全般について監査の観点から必要に応じて提言することなどができるものとします。また、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより連携を確保することができるものとします。
- (4) 常勤監査役は、業務監査部から定期的に業務報告を受けるなどにより連携を確保するなどし、業務執行状況を確認することができるものとします。また、子会社等の監査役と定期的に情報交換を行い、企業集団における監査の充実を図ることができるものとします。
- (5) 監査役の職務執行について生ずる費用については会社が負担するものとします。また、その費用はあらかじめ定められた手順に則り処理を行うこととします。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

## 1. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の基本方針を定めています。

- (1)当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を一切遮断するため、反社会的勢力との関係遮断に関する役職員の意識の醸成と徹底を図り、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
- (2)当社は、反社会的勢力に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。
- (3)当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- (4)当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、民事・刑事の両面から法的対応を行います。
- (5)当社は、反社会的勢力への資金提供、裏取引には一切応じません。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1)反社会的勢力への対応については、当社及び当社の子会社等の行動規準として定めた「The Orico Group Code」の中で「会社としての取り組み姿勢」及び「社員としての取り組み姿勢」として具体的に行動の判断尺度を明文化し、全役職員に周知を図っています。
- (2)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し研修会等に参加する等、反社会的勢力の排除活動に積極的に取り組んでいます。
- (3)反社会的勢力による有事発生時の責任部署と対応方法を定め、外部専門機関とも連携し、適切な措置を講じる体制を構築しています。
- (4)反社会的勢力との関係遮断に関する審議・報告は「コンプライアンス委員会」にて行っております。また、反社会的勢力への対応に関する専門部署として、コンプライアンス統括部に部内室として「コンプライアンス推進室」を設置しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料 : 模式図 】

